公共私の連携(地域コミュニティを支える取組)について

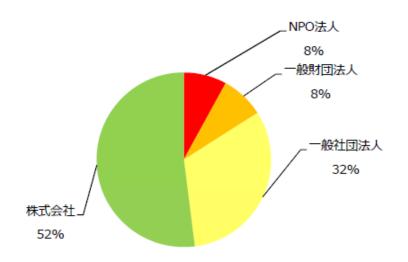
参考資料

都市再生推進法人・まちづくり団体の状況(国土交通省)

○組織形態別の都市再生推進法人数(平成28年12月27日現在)

組織	総数		
社団法人	公益社団法人 一般社団法人	0	8
財団法人	公益財団法人	0	2
	一般財団法人	2	۷
特定非営利	認定NPO法人	0	2
活動法人	NPO法人	2	4
株式	式会社	13	
持分	分会社	0	
任業	0		
7	0		
É	25		

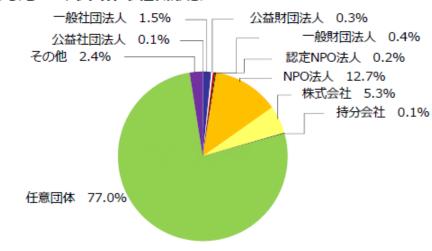
○都市再生推進法人の組織形態



○組織形態別のまちづくり団体数

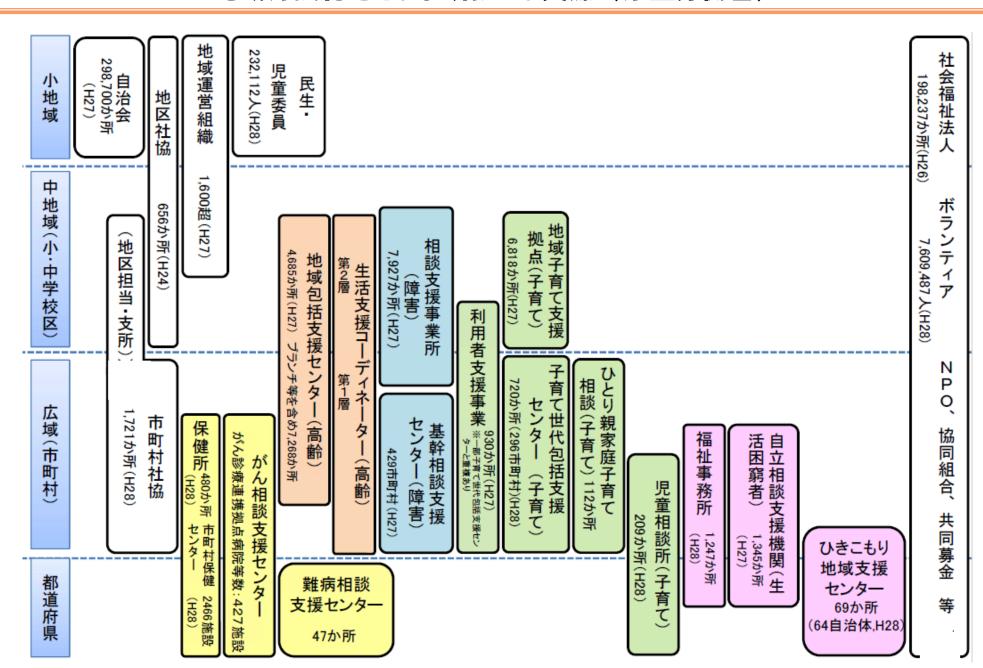
組綿	載 形態	総数		市町村からの 出資が3%以上 の団体の割合
社団法人	公益社団法人 一般社団法人	3 63	66	
B+D>+ I	公益財団法人	13	31	
財団法人	一般財団法人	18	31	
特定非営利	認定NPO法人	8	527	/
活動法人	NPO法人	519	527	
	式会社	218		71%
持分	分会社	5		40%
任業	意団体	3,157		
7	の他	95		
É	計	4,099		

○まちづくり団体の組織形態



- ※国土交通省都市局調べ(平成28年3月) 全国1,741市町村に対して、まちづくり団体に関するアンケート調査を行い1,691市町村から回答を得た。(回答率:97%)
- ※まちづくり団体:まちづくりを主な目的として活動している団体(まちづくり会社、社団・財団法人、 特定非営利活動法人、任意のまちづくり団体等)。ただし、土地開発公社や商店街振興組合、商工会議 所等のまちづくりを主目的としない団体は対象外。

地域力強化をとりまく様々な資源(厚生労働省)



◆ 地域運営組織の活動内容

地域運営組織として実施している活動としては、「高齢者交流サービス」(49.7%)、「声かけ見守りサービス」(40.9%)、「体験交流」(33.0%)が多かった。組織形態別にみると、認可地縁団体においては「祭り・運動会・音楽会等の運営」(78.5%)をはじめ基礎的活動が多いが、NPO法人においては基礎的活動はあまり行われず、生活支援活動を中心に実施されている。また、株式会社や一般社団法人においては、「名産品の加工・販売」をはじめ地域資源活用保全活動を実施しているケースが多い。

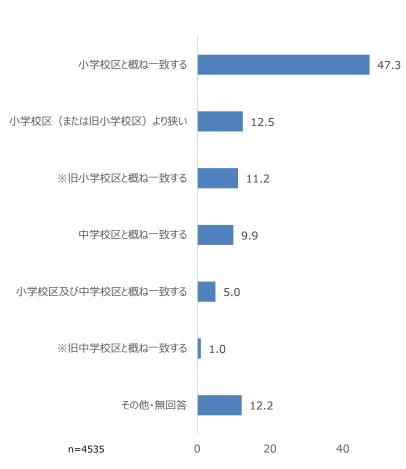
(%)



	活動の種類	認可地縁団体 【79団体】	NPO法人 【237団体】	株式会社 【11団体】	一般社団法人 【30団体】	その他 (任意団体含む) 【4430団体】	計 【4787団体】
行 活政	市町村役場の窓口代行	8 (10.1%)	17 (7.2%)	2 (18.2%)	7 (23.3%)	204 (4.6%)	238 (5.0%)
動代行	公的施設の維持管理	33 (41.8%)	81 (34.5%)	5 (45.5%)	16 (53.3%)	1138 (26.6%)	1273 (26.6%)
	コミュニティバスの運行、その他の外 出サービス	11 (13.9%)	42 (17.9%)	1 (9.1%)	3 (9.1%)	224 (5.9%)	281 (5.9%)
	送迎サービス(学校、病院、そのた 高齢者施設等)	3 (3.8%)	63 (26.8%)	1 (9.1%)	3 (9.1%)	131 (3.0%)	201 (4.2%)
	雪かき・雪下ろし	5 (6.3%)	26 (11.1%)	1 (9.1%)	3 (9.1%)	183 (4.1%)	218 (4.6%)
生 活	家事支援(清掃や庭木の剪定 等)	3 (3.8%)	63 (26.8%)	0 (0.0%)	10 (33.3%)	216 (4.9%)	292 (6.1%)
生活支援活動	弁当配達・給食サービス	3 (3.8%)	37 (15.7%)	1 (9.1%)	3 (10.0%)	335 (7.6%)	379 (7.9%)
活 動	買い物支援(配達、地域商店の運営、移動販売等)	9 (11.4%)	58 (24.7%)	3 (27.3%)	6 (20.0%)	220 (5.0%)	296 (6.2%)
	声かけ・見守りサービス	38 (48.1%)	69 (29.4%)	0 (0.0%)	11 (36.7%)	1838 (41.5%)	1956 (40.9%)
	高齢者交流サービス	46 (58.2%)	110 (46.8%)	3 (27.3%)	10 (33.3%)	2212 (49.9%)	2381 (49.7%)
	保育サービス・一時預かり	3 (3.8%)	32 (13.6%)	0 (0.0%)	1 (3.3%)	196 (4.4%)	232 (4.8%)
地保域	体験交流事業	34 (43.0%)	76 (32.3%)	6 (54.5%)	16 (53.3%)	1449 (32.7%)	1581 (33.0%)
保全活動地域資源活用	名産品・特産品の加工・販売(直 売所の設置、運営等)	13 (16.5%)	57 (24.3%)	10 (90.9%)	16 (53.3%)	413 (9.3%)	509 (10.6%)
動 洁 用	空き家や山里などの維持・管理	14 (17.7%)	47 (20.0%)	1 (9.1%)	11 (36.7%)	340 (7.7%)	413 (8.6%)
.	防災訓練・研修	49 (62.0%)	38 (16.2%)	1 (9.1%)	8 (26.7%)	2405 (54.3%)	2501 (52.2%)
基礎的活動	祭り・運動会・音楽会等の運営	62 (78.5%)	66 (28.1%)	7 (63.6%)	17 (56.7%)	2842 (64.1%)	2994 (62.5%)
活動	地域の調査・研究・学習	33 (41.8%)	41 (17.4%)	2 (18.2%)	14 (46.7%)	1463 (33.0%)	1553 (32.4%)
<i>LIEE</i>	広報紙の作成・発行	55 (69.6%)	86 (36.6%)	3 (27.3%)	15 (50.0%)	2645 (59.7%)	2804 (58.6%)
無そ回の	その他	16 (20.3%)	66 (28.1%)	6 (54.5%)	8 (26.7%)	1051 (23.7%)	1147 (24.0%)
画の 答他 ———	無回答	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	65 (1.5%)	65 (1.4%)

◆ 地域運営組織の活動範囲

活動範囲と学区との関係については、「小学校区と概ね一致する」(47.3%)が最も多くなっている。組織形態別の活動範囲では、認可地縁団体においては「小学校区と概ね一致する」(45.6%)が最も多いが、「中学校区と概ね一致」(2.5%)は全体の9.9%を下回っている。NPO法人においては、「中学校区と概ね一致」(18.6%)が全体を上回るなど、認可地縁団体よりも活動範囲が広い傾向が伺える。

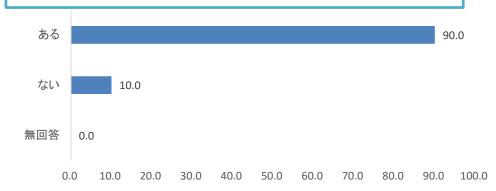


活動範囲	認可地縁団体 【79団体】	NPO法人 【237団体】	株式会社 【11団体】	一般社団法人 【30団体】	その他 (任意団体含む) 【4178団体】	計 【4535団体】
小学校区と概ねー	36	48	3	4	2055	2146
致	(45.6%)	(20.3%)	(27.3%)	(13.3%)	(49.2%)	(47.3%)
小学校区(又は 旧小学校区)より 狭い	12 (15.2%)	16 (6.8%)	2 (18.2%)	2 (6.7%)	536 (12.8%)	568 (12.5%)
※旧小学校区と概	16	12	0	7	474	509
ね一致	(20.3%)	(5.1%)	(0.0%)	(23.3%)	(11.3%)	(11.2%)
中学校区と概ねー	2	44	0	7	400	453
致	(2.5%)	(18.6%)	(0.0%)	(23.3%)	(9.6%)	(9.9%)
小学校区及び中	2	23	1	2	201	229
学校区と概ね一致	(2.5%)	(9.7%)	(9.1%)	(6.7%)	(4.8%)	(5.0%)
※旧中学校区と概	1	8	0	1	34	44
ね一致	(1.3%)	(3.4%)	(0.0%)	(3.3%)	(0.8%)	(1.0%)
その他・無回答	10	86	5	7	478	586
	(12.6%)	(36.3%)	(45.5%)	(23.3%)	(11.4%)	(12.2%)

60 (%)

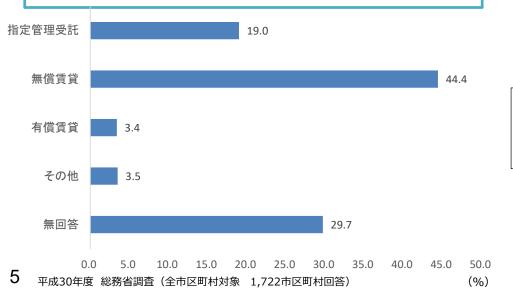
◆ 地域運営組織の活動拠点施設

各組織における活動拠点の有無については、「ある」が90%を占め、「ない」は10%であった。



◆ 地域運営組織における拠点施設の確保方法

地域運営組織の活動拠点が「ある」と回答した団体における当該拠点施設の確保方法として、「無賃貸借」が全体の44%を占め、最も多かった。次いで「指定管理受託」(19.0%)、「有償貸借」(3.4%)であった。



事例① 指定管理(深見地区まちづくり協議会(大分県宇佐市))

【特徴】

廃校となった中学校を市が整備し、「宇佐地域交流ステーション」として協議会が管理。 大学のサテライトラボ(地域・大学協働実習拠点施設)を設置するほか、学生達が長期間、継続して活動できるよう、インターネットを整備した研究室や宿泊所を完備している。





外組

宿泊室

事例② 行政からの無償賃借(魚住まちづくり協議会(兵庫県明石市))

【特徴】

(%)

小学校の敷地内にある「魚住小学校区コミュニティセンター」が活動の拠点となっている。 学校やPTA、保護者との接点が多く、小学生を対象とした「勉強会」を毎週開催している。





外観

事務室

事例③ 自己所有(与布土地域自治協議会(兵庫県朝来市))

【特徴】

地域の中心であった朝来郡農協事務所が撤退し、同事務所を地域自治協議会で取得、管理したいという会員からの声を受け、平成24年に認可地縁団体となり、法人格を取得。与布十自治協議会名義で購入し、使用している。



会議の様子(与布土地域自治協議会HPより)

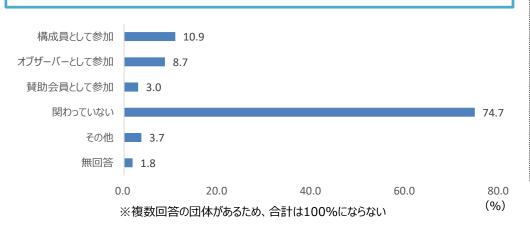
◆ 地域おこし協力隊等との関係

地域運営組織と地域おこし協力隊等との関係については、「参加していない」が 76.4%を占め、最も多かった。以下、「地域おこし協力隊等が構成員として参加」 (12.2%)、「地域おこし協力隊等がオブザーバーとして参加」(8.1%)となっている。



◆ 地域外人材との関係

地域運営組織と外部人材との関係については、「関わっていない」が74.7%を占め、最も多かった。以下、「構成員として参加」(10.9%)、「オブザーバーとして参加」(8.7%)、「賛助会員として参加」(3.0%) となっている。



事例 地域運営組織における地域外人材の活用

○ NPO法人十日町市地域おこし実行委員会(新潟県十日町市)

【主な事業】

インターシップ制の受け入れのコーディネートや移住希望者向けの情報発信サイト「さとナビ」の管理をおこなう「移住促進事業」、全国の地域活性化を応援する「情報発信・農村漁村応援事業」など

【組織体制・人材】

平成17年に設立し、「農産物直販売事業」や「体験交流事業」など様々な事業を 実施。十日町市は、地域おこし協力隊制度の創世期から取り組む先進地域で、全 国トップクラスとなる「地域おこし協力隊」を受け入れている。

実行委員会事務局長は地域おこし協力隊員として十日町市に移住し、同委員会のNPO法人化に必要な手続きや関係者との調整を行った。任期満了後も委員会の運営に携っている。

○ 一般社団法人五しの里さじ地域協議会(鳥取県鳥取市)

【主な事業】

体験・民泊事業、佐治地域お試し定住体験事業、移住定住空き家運営など

【組織体制・人材】

平成20年7月に、田舎暮らしをテーマとした体験及び滞在型観光として「元気なふるさと佐治」実現のため設立。

構成団体は(株)さじ弐拾壱**他16団体と民泊グループ(個人)46世帯。民 泊をきっかけに移住し、メンバーとなった者もいる。平成31年4月に一般社団法人化。 事務局を(株)さじ弐拾壱に委託し、当該職員が従事。 地域おこし協力隊卒業生も こちらで雇用されている。

※(株)さじ弐拾壱:鳥取市・J A・商工会をはじめ地域の企業、住民の出資により設立した株式会社で、佐治町内の山林整備や農地維持・除雪などを受託している。

地域おこし協力隊について

地域おこし協力隊とは

○**制度概要:**都市地域から過疎地域等の**条件不利地域に住民票を異動**し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし 協力隊員として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、 農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組。

○**実施主体:**地方公共団体

○活動期間:概ね1年以上3年以下

○地方財政措置:

- ◎地域おこし協力隊取組自治体に対し、概ね次に掲げる経費について、特別交付税措置
 - ① 地域おこし協力隊員の活動に要する経費:隊員1人あたり400万円上限

(報償費等200万円〔※〕、その他の経費(活動旅費、作業道具等の消耗品費、関係者間の調整などに要する事務的な経費、定住に向けた研修等の経費など) 200万円)

- ※ 平成27年度から、隊員のスキルや地理的条件等を考慮した上で最大250万円まで支給可能とするよう弾力化することとしている(隊員1人当たり400万円の上限は変更しない。)
- ② 地域おこし協力隊員等の起業・事業承継に要する経費: 最終年次又は任期終了翌年の起業する者又は事業を引き継ぐ者1人あたり100万円上限
- ③-1 地域おこし協力隊員の募集等に要する経費:1団体あたり200万円上限
- ③-2「おためし地域おこし協力隊」に要する経費:1団体あたり100万円上限
- ◎都道府県が実施する地域おごし協力隊等を対象とする研修等に要する経費について、普通交付税措置(平成28年度から)

地域おこし協力隊導入の効果

~地域おこし協力隊・地域・地方公共団体の「三方よし」の取組~

隊員数、取組団体数の推移

年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
隊員数	89人	257人	413人	617人	978人	1,629人 (1,511人)	2,799人 (2,625人)	4,090人 (3,978人)	4,976人 (4,830人)	5,530人 (5,359人)
団体数	31団体	90団体	147団体	207団体	318団体	444団体	673団体	886団体	997団体	1,061団体

- ※総務省の「地域おこし協力隊推進要綱」に基づく隊員数
- ※平成26年度以降の隊員数は、名称を統一した「田舎で働き隊(農林水産省)」の隊員数(26年度:118人、27年度:174人、 28年度:112人、29年度:146人、30年度:171人)と合わせたもの。カッコ内は、特別交付税算定ベース。

隊員の約4割は 女性

隊員の約7割が 20歳代と30歳代 任期終了後、約6割が 同じ地域に定住 ※H29.3末調査時点

也域おこし協力隊

- ○自身の才能・能力を 活かした活動
- ○理想とする暮らしや 生き甲斐発見

域

- ○斬新な視点 (ヨソモノ・ワカモノ)
- ○協力隊員の熱意と行動力が 地域に大きな刺激を与える

地方公共団体

- ○行政ではできなかった 柔軟な地域おこし策
- ○住民が増えることによる 地域の活性化

地域おこし企業人について

地域おこし企業人交流プログラム

○ 地方公共団体が、三大都市圏に所在する民間企業等の社員を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を活かし、 地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事してもらうプログラム。

対象者

三大都市圏に所在する企業等の社員

※三大都市圏に本社機能を有する企業等については派遣時に 三大都市圏に勤務することを要しない

活動地域

- ①定住自立圏に取り組む市町村(中心市及び近隣市町村)
- ②条件不利地域を有する市町村

期 間

6月~3年

特別交付税 措 置

- ○企業人の受入の期間前に要する経費
 - 上限額 年間100万円 (措置率0.5) /団体 (派遣元企業に対する募集・PR、協定締結のために必要となる経費)
- ○受入に要する経費

上限額 年間560万円/人(令和元年度上限引上げ)

○企業人が発案・提案した事業に要する経費 上限額 年間100万円(措置率0.5)

実 績

年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
企業人数	22人	28人	37人	58人	70人
受入団体数	17団体	25団体	32団体	50団体	56団体

※特別交付税ベース

【地域における企業人の活動事例】

(ICT分野)

- I C T を活用した高齢者生活支援・アクティブシニア活躍支援・健康増進事業 (観光分野)
- ○観光分野の専門知識や経験をいかし、観光連携組織(DMO、観光協会等)との連携によるインバウンド対策・着地型旅行商品の開発・閑散期の誘客対策

(シティプロモーション)

- ○営業の専門知識や人脈と経験をいかし、地域ブランドを大都市圏で P R し、販路を拡大 (エネルギー分野)
- ○再生可能エネルギーの専門知識をいかし、新産 業及び地域雇用を創出

地域おこし企業人官民連携推進事業

R元予算 0.2億円

地域おこし企業人受入に係る課題を把握・分析するとともに、企業人受入による市町村・企業双方のメリットを収集し、広く 普及することにより、地域おこし企業人交流プログラムの推進を図る調査研究を実施。

認可地縁団体の解散・清算に関する手続き規定(地方自治法)

- 第二百六十条の二十 認可地縁団体は、次に掲げる事由によつて解散する。
 - 一 規約で定めた解散事由の発生
 - 二 破産手続開始の決定
 - 三 認可の取消し
 - 四 総会の決議
 - 五 構成員が欠けたこと。
- 第二百六十条の二十一 認可地縁団体は、総構成員の四分の三以上の賛成がなければ、解散の決議をすることができない。ただし、規 約に別段の定めがあるときは、この限りでない。
- 第二百六十条の二十二 認可地縁団体がその債務につきその財産をもつて完済することができなくなつた場合には、裁判所は、代表者 若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。
- ② 前項に規定する場合には、代表者は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。
- 第二百六十条の二十三 解散した認可地縁団体は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものと みなす。
- 第二百六十条の三十一 解散した認可地縁団体の財産は、規約で指定した者に帰属する。
- ② 規約で権利の帰属すべき者を指定せず、又はその者を指定する方法を定めなかつたときは、代表者は、市町村長の認可を得て、その認可地縁団体の目的に類似する目的のために、その財産を処分することができる。ただし、総会の決議を経なければならない。
- ③ 前二項の規定により処分されない財産は、市町村に帰属する。
- 第二百六十条の三十二 認可地縁団体の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。
- ② 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。
- (※一般社団法人・一般財団法人法の制定以前は、従来の民法第三章の法人に関する規定の一部を準用する旨が地方自治法において規定されていたところ、一般社団法人・一般財団法人法の制定に伴い、民法の当該規定が大幅に削除され、各法人の根拠法において規定されるなどの整備等が行われたことにより、所要の規程が整備されたもの。)

非営利の社団に関する法人制度の比較(内国法人の法人税の取扱い)

● 認可地縁団体の課税関係については、法人格取得の前後で、法律上は同一とする扱いがなされている。また、法人税の課税対象・税率、寄附税制上の取扱いは非営利型の一般社団法人、特定非営利活動法人と同じである。

法人の種類	公共法人	公益法人等	協同組合等	人格のない社団等	普通法人
法人の性格 ・目的等	公共の性格を持つ法 人 (別表第1)	公益を目的とする法人 (別表第2)	組合員の相互扶助 を目的とする法人 (別表第3)	法人でない社団又は 財団で代表者又は管 理人の定めのあるもの	左記以外の法人
該当法人の 例	地方公共団体 地方独立行政法人 地方道路公社 水害予防組合 土地改良区 土地区画整理組合	市街地再開発組合 健康保険組合 学校法人 社会福祉法人 宗教法人 商工会·商工会議所 公益社団·財団法人(※) 一般社団·財団法人(非営利型)(※)(△) (他法による「みなし」) マンション建替組合(※)(認定非営利特定活動法人(※) 非営利特定活動法人(※)(△) 野理組合法人(※)(△)	農業協同組合 漁業協同組合 消費生活協同組合 商店街振興組合 信用金庫 労働金庫	法人格を取得していない地線による団体 PTA 同窓会 同業者団体	株式会社 一般社団・一般財 団法人(非営利型 以外)
課税対象	納税義務なし	収益事業 ・公益社団・財団法人については、公益 目的事業は非課税 「みなし寄附金」 △以外の法人はあり △はなし	全所得	収益事業	全所得
税率		19% (所得金額 年800万円以下の 金額は15%) ※については、 23.9% (所得金 額年800万円以下 の金額は15%)	19%(所得金額年 800万円以下の金額 は15%)	23.9%(中小法人につ 800万円以下の金額は	

註1 国税庁ホームページ掲載の税務大学校講本・法人税法(平成28年度版) を参照して事務局にて作成

註2 税率は 平27.4.1以後開始事業年度に適用されるもの

認可地縁団体に対する固定資産税の減免について

- 認可地縁団体が、当該団体名義の自治会館や集会所を自治会活動の一環として活用する場合、各市町村が定める税条例の規定により、一般的には減免扱いされている。また、「高齢者サロン」や「子ども勉強会」事業を実施する認可地縁団体名義の建物等を減免扱いしている例もある (島根県雲南市)。
- 収益性のある事業(店舗経営等)を実施する場合、当該事業を実施する建物等に対しては課税されている。

名張市市税条例

- 第69条 市長は、次の各号のいずれかに該当する固定資産のうち、 市長において必要があると認めるものについては、その所有者に対し て課する固定資産税を減免する。
 - (1) 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定 資産
 - (2) 公益のために直接専用する固定資産(有料で使用するものを除く。)
 - (3) 市の全部又は一部にわたる災害又は天候の不順により、著しく 価値を減じた固定資産
 - (4) 前3号のほか特別の事由あるもの

宇佐市市税条例

- 第71条 市長は、次の各号のいずれかに該当する固定資産のうち、 市長において必要があると認めるものについては、その所有者に対し て課する固定資産税を減免する。
 - (1) 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定 資産
 - (2) 公益のために直接専用する固定資産(有料で使用するものを除く。)
 - (3) 市の全部又は一部にわたる災害又は天候の不順により、著しく 価値を減じた固定資産
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める固定資産

雲南市市税条例

- 第71条 市長は、次の各号のいずれかに該当する固定資産のうち、 市長において必要があると認めるものについては、その所有者に対し て課する固定資産税を減免する。
 - (1) 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定 資産
 - (2) 公益のために直接専用する固定資産(有料で使用するものを除く。)
 - (3) 市の全部又は一部にわたる災害又は天候の不順により、著しく 価値を減じた固定資産
 - (4) その他特別の事情がある固定資産

松阪市市税条例

- 第71条 市長は、次の各号のいずれかに該当する固定資産のうち、 市長において必要があると認めるものについては、その所有者に対し て課する固定資産税を減免する。
- (1) 貧困に因り生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定 資産
- (2) 公益のために直接専用する固定資産(有料で使用するものを除く。)
- (3) 市の全部又は一部にわたる災害又は天候の不順により、著しく 価値を減じた固定資産
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特別の事由があるもの